

小学校6年生までのお子さんをもつ保護者の方へ

病児・病後児保育事業のご案内

身延町では、仕事などの都合により、病氣中・病氣回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業を実施しています。

「子どもが病氣だけど、仕事でみる人がいない・・・」というような時には、ぜひご利用ください。

●対象児童

次の①～③のすべてに該当するお子さんです。

- ① 生後6か月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん
- ② 平成30年度より、県下の病児保育施設を相互利用ができるようになる予定です。
- ③ 当面の病状の急な悪化が認められない場合または病氣の回復期にある場合で、他のお子さんとの集団生活が困難なお子さん

●利用の条件

保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができないこと。

※病児・病後児保育の利用期間は、1回あたり連続して7日以内（保育室が休みの日を除く）を原則としています。年間の利用回数制限はありません。

●利用料（お子さん1人1日当たり）

- ・生活保護世帯、前年度住民税非課税世帯
【町内・町外（県内）世帯】・・・無料
 - ・上記以外の世帯の方
【町内の世帯の方】・・・・・・・・・・2,000円
【町外（県内）の世帯の方】・・・・・・2,500円
【町外（県外）の世帯の方】・・・・・・4,000円
- ※利用料のほか、保育に必要な実費相当額を負担していただく場合があります。

●身延町内の保育施設（平成30年2月現在）

【飯富病院 病児・病後児保育室】

所在地：飯富 1628 峡南ケアホームいいとみ 4階

☎：0556-42-2322 定員：3名

保育時間：午前8時30分～午後6時

休 み：土曜・日曜・祝日、年末年始

●利用の流れ ※町外の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

①利用登録（登録手数料は無料です）

お子さんを安全かつスムーズにお預かりするため、年度ごとの事前登録をお願いしています。

登録申請書は、すこやかセンター、役場身延支所・下部支所、町内保育所（園）、学童保育室、保育施設にあります。登録申請書を身延町役場に提出し、病児・病後児保育事業の利用登録決定を受けてください。

②主治医の診察

かかりつけの医師の診察を受けてください。病氣の回復期に至っていない状態で保育室を利用する場合は、「連絡票」が必要となりますので、かかりつけの医師に記入してもらってください。

③電話予約（予約受付時間：平日の午前8時30分～午後5時）

保育施設に電話にて利用日当日の受け入れが可能か確認し、予約してください。

④利用申込

利用初日に次の書類を保育施設に直接持参して、利用申込をしてください。

- ・利用申込書
- ・連絡票（お子さんの状態が病氣の回復期に至っていない状態の場合）
- ・登録決定通知書
- ・お子さんの健康保険証、子育て支援医療費助成金受給資格者証

⑤保育室入室

お迎えの時刻まで、保育室でお子さんをお預かりします。保育中に必要と認める場合は、併設された医療機関でお子さんの診察を行う場合があります。

お問い合わせ先：子育て支援課 ☎0556-20-4580